

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等について

労働基準法第 14 条第 2 項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号。以下「雇止めに関する基準」という。）については、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止することを目的として定められたものであり、同条第 3 項による助言及び指導（以下「助言・指導」という。）等により、雇止めに関する基準を徹底することとされたところであるので、下記によりその的確な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 雇止めに関する基準の周知等

雇止めに関する基準については、リーフレット等を活用する等により、集団指導、監督指導等あらゆる機会を通じて事業主等に対し周知すること。

また、有期労働契約に係る雇止め等に関する相談・照会があった場合には、雇止めに関する基準の趣旨及び内容等についてリーフレット等を活用し、懇切丁寧に説明を行うこと。

2 助言・指導

- (1) 助言・指導は、労働者からの要請等に基づき、労使双方から事情聴取するなどにより事実関係の確認のための調査を行った上で、必要性が認められる場合には、事案の内容に応じて適切に行うこと。
- (2) 助言・指導は、原則として事業場を管轄する労働基準監督署長名の文書を交付することにより行うこと。
- (3) 雇止めに関する基準第 1 条から第 3 条に適合していない場合については指導を、第 4 条については助言を行うこと。

3 監督指導時における対応

監督指導時において、雇止めに関する基準に適合していない事実を認めた場合には、必要な指導を行うこと。

平成 15 年 10 月 22 日厚生労働省告示第 357 号

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準

(平成十五年十月二十二日)

(厚生労働省告示第三百五十七号)

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十四条第二項の規定に基づき、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を次のように定め、平成十六年一月一日から適用する。

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準

(契約締結時の明示事項等)

第一条 使用者は、期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)の締結に際し、労働者に対して、当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示しなければならない。

2 前項の場合において、使用者が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示しなければならない。

3 使用者は、有期労働契約の締結後に前二項に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した労働者に対して、速やかにその内容を明示しなければならない。

(雇止めの予告)

第二条 使用者は、有期労働契約(雇入れの日から起算して一年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。次条第二項において同じ。)を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の三十日前までに、その予告をしなければならない。

(雇止めの理由の明示)

第三条 前条の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。

2 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。

(契約期間についての配慮)

第四条 使用者は、有期労働契約(当該契約を一回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して一年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。)を更新しようとする場合においては、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならない。